

## 第35回大空町農業委員会総会議事録

平成29年4月24日 第35回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 長尾 照幸	2番 石田 正俊	3番 井上 良幸
4番 早川 敏幸	5番 苫米地 正幸	6番 辻 功
8番 田中 秀雄	9番 川野 静雄	10番 小久保 謙
11番 藤野 雅隆	12番 田中 悟	13番 長谷川 伸一
14番 岩原 秀嗣	15番 晴山 棋一郎	16番 石田 敦
17番 齊藤 貞利	18番 澤井 忠雄	19番 岡内 祐一
20番 丹羽 真治	21番 江口 美世司	22番 石原 せつえ
23番 岡本 シゲ子	24番 永倉 誠二	25番 山神 正信

#### (2) 欠席者

### 2. 職員の出欠状況

事務局長	作田 勝弥	主査	渡邊 豪	主事	安念 真人
主事補	菊地 悠汰				

第35回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

局長	<p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
局長	<p>次に、会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>皆さん御苦労さまでございます。</p> <p>既に作付けも始まっているわけなんですけれども、20日前ぐらいかちょっと低温になって、土曜日昼から雨からちょっと雪になって、真っ白になったわけなんですけれども、今日、ちょっとまだ雪が思うんですけれども、やっぱり4月の気候は、こういう状態なのかなと思っています。</p> <p>玉ねぎ等も始まっていると聞いております。</p> <p>これから徐々に忙しくなるとは思いますけれども、事故等には気を付けて仕事を進めていただきたいと思います。また、4月に入りまして、各委員さんにおかれましては、各種総会等にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、今年新規就農者として、オホーツク網走では3名、それとJAめまんべつは4名の7名の新規就農者が入っています。</p> <p>就農式も終わっております。</p> <p>7名ということで、これから、立派な後継者をなつて後を継がれるのかなと思っています。</p> <p>今日は、現在35回の総会でございますので、御審議をいただきますようお願いを申し上げます。ご挨拶させていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>この際、活動状況報告を行います。事務局長。</p>
局長	<p>3月27日開催の第34回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明朗読)</p>
会長	<p>ただ今より第35回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p>

局長	<p>諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、24名全員であります。</p> <p>大空町農業委員会会議規則第7条の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第5号までの合計16件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、19番岡内委員、21番江口委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、譲渡人である法人が、法人を解散し、譲渡人の法人の構成員に対して、農地を売却する案件です。</p> <p>なお、譲渡人が耕作していたこれ以外の農地については、議案書2ページ利用権設定関係1番にあるとおり、全地を譲受人が耕作する申請となっています。</p> <p>全件とも、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>この件について第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>

会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第1号の所有権移転関係1番について採決します。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。  よって本案は、原案のとおり決しました。  次に、所有権移転関係2番について提案理由の説明を求めます。  渡邊主査</p>
主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、配偶者に対し贈与する案件です。  全件とも、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。  なお、この申請に係る農地の図面につきましては、夫婦間の贈与のため、省略しております。  以上でございます。</p>
会長	<p>この件について第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。  今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。  以上です。</p>
会長	<p>これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第1号の所有権移転関係2番について採決します。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p>

主査	<p>よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 3 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p> <p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、今まで貸付けしていた譲受人に対し贈与する案件です。</p> <p>なお、申請地に隣接する宅地についても、譲受人が贈与を受け、譲受人において、建物等の撤去を実施しております</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の凶面につきましては、賃貸借からの移行のため、省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>この件について第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>これより所有権移転関係 3 番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の所有権移転関係 3 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
主査	<p>(議案説明朗読)</p>

	<p>この件につきましては、状況については、議案第1号所有権移転関係1番で説明しておりますので、省略させていただきます。</p>
会長	<p>この件について第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です</p>
会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係2番から3番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、使用貸借から賃貸借に変更する案件です。 全件とも、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 なお、この申請に係る農地の図面につきましては、使用貸借から賃貸借への変更のみのため、図面を省略しております。 以上でございます。</p>
会長	<p>この件について第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態</p>

会長	<p>が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p> <p>これより利用権設定関係 2 番から 3 番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の利用権設定関係 2 番から 3 番について採決 します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」の規定により 〇〇委員の退席を求めます 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に議案第 2 号 「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定に よる農用地利用集積計画の要請について」 を議題とします。</p> <p>利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、1 番から 3 番について、別な者が借りていま したが、その者が契約の更新を希望しなかったことにより、別な借主を あつせんし、3 月 3 1 日に第 1 地区農業委員により、あつせん会を開催 しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にすべて適合していること を確認しております。</p> <p>図面については、1 ページに掲載しております。</p> <p>借主の経営面積は、40. 8ha です。</p> <p>以上でございます。</p>

会長	この件について第1地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第1地区農業委員により3月31日にあっせん会を開催しております。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p> <p>(なしの声)</p>
会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に、利用権設定関係2番から3番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、先ほど1番で説明したとおりです。</p> <p>図面については、2ページから3ページに掲載しております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>2番の借主の経営面積は、137.3ha、労働力は4人です。</p>



<p>会長</p>	<p>3番の借主の経営面積は、67.6ha、労働力は2人です。 以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>この件について第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第1地区農業委員により3月31日にあっせん会を開催しております。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>これより利用権設定関係2番から3番について質疑に入ります。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係2番から3番について採決 します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>主査</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係1番から5番について譲渡人が同一ですので、一括し て提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p> <p>(議案説明朗読)</p> <p>2番については、平成25年度に、2番以外は平成24年度に農地保 有合理化事業を利用しており、今回北海道農業公社より農地を購入する ものです。 1番の元の所有者は、〇〇氏です。 2番の元の所有者は、〇〇氏です。 3番の元の所有者は、〇〇氏です。</p>

会長	<p>4番の元の所有者は、〇〇氏です。 5番の元の所有者は、〇〇氏です。 以上でございます。</p> <p>これより所有権移転関係1番から5番について質疑に入ります。</p> <p>(なしの声)</p>
会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の所有権移転関係1番から5番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査</p>
主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、4月10日に第4地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。</p> <p>なお、図面につきましては、4ページに掲載しておりますのでご参照願います</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>この件について現地調査された第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては4月10日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。以上です</p>
会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>

<p>会長</p>	<p>(なしの声)</p> <p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
<p>主査</p>	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、説明文にもありますとおり農地法第3条第2項第5号の規定に基づきまして、省令の定めで基準において農地法第3条で申請できる許可できる下限の面積を別に定めることができます。 農地法施行規則第17条第1項第3項の規定により、下限の面積である2ヘクタール未満の農地で経営する農業者が40%未満あることから、別段の面積を設定できないため、前年度同様設定しないということでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p>
<p>会長</p>	<p>〇〇委員</p>
<p>委員</p>	<p>今の説明ではよくわからない。下限面積という意味がね。</p>
<p>主査</p>	<p>農地法の規定によりまして、この2ヘクタール未満の経営する農業者が40%以上いたときですけれども下限面積より下にいる人が40%未満なるように下限面積を下げるすることができます。 ただ、うちの町においては、大半の方が2ヘクタールを超えて経営していますので、こちらの下限面積の設定が法の施行上できないことになっておりますので、そちらをご確認にいただくというような議案になっておりますのでよろしくお願いいたします</p>

委員	下限面積を設定する目的っていうのは、何ですか。
主査	<p>新規参入しようとするときなど、借りた後や買った後に2ヘクタールを超えないと許可できない状況にあります。</p> <p>その面積が今は2ヘクタールですけども、条件さえ満たせば下げることができることになります。</p> <p>農業やるには最低2ヘクタール以上無いとうちの町では、ルール上農業を新規に始めることができません。</p>
委員	その場面で使う下限面積だということか。
主査	そうです。
委員	ほかに下限面積が出てくることはあるのか。
主査	<p>特段無い新規に設定するだけになりますので、もともと面積がある方がどんどんなくなって、2ヘクタール未満になったからといって、いきなり農家をやめるって話にはならないのですが、その2ヘクタール未満になった後に土地を買おうとか借りようとするときに、合計2ヘクタールを超えていないと許可できない状況になります。</p>
会長	そのほかございませんか。
会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定について」を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
主査	（議案説明朗読）

会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
会長	<p>次に報告第2号「大空町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>局長</p>
局長	<p>(議案説明朗読)</p>
会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしく申し上げます。</p> <p>(午後1時53分)</p>

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_